

平成17年12月

お客様各位

農林中央金庫

偽造・盗難キャッシュカード被害への対応について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊金庫では、今般、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（平成18年2月10日施行）の公布を受けて、お客様が農林中金カードの偽造・盗難によるご預金の不正払戻し被害に遭われた場合、原則補償をさせていただくことといたしました。

つきましては、農林中金カード規定を平成17年12月26日に改定し、同日以降はこれに基づき被害補償の対応を開始いたしますのでご案内申し上げます。

末筆ながら、お客様のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

記

● 農林中金カード規定改定のポイント

- 1 お客様が農林中金カードの偽造・盗難によるご預金の不正払戻し被害に遭われた場合、原則補償をさせていただきます。

ただし、たとえば以下のような場合には、お客様が補償を受けられない、または補償が減額される可能性がありますのでご留意願います。

<偽造カードによる被害の場合>

- ・お客様に「故意」、「重大な過失」があった場合

<盗難カードによる被害の場合>

- ・お客様に「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合
- ・カード盗難の当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行われなかった場合
- ・お客様のご親族様等による払戻しの場合
- ・お客様が当金庫に虚偽の説明をした場合
- ・戦争、暴動など、社会秩序の混乱に乗じた盗難の場合

- 2 カードの不正使用のおそれがある場合の対応について

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると弊金庫が判断した場合は、カードの利用を停止させていただくことがあります。また、お客様に直接確認のご連絡をさせていただく場合もございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 3 その他

- ・補償の対象外となりうる「重大な過失」や、補償減額の対象となりうる「過失」は別紙のとおりです。
- ・ご参考に農林中金カード規定の抜粋（第10条、第11条、第16条第3項）を添付いたしております。

～農林中金カード規定（改定版）は店頭に備え置いております。～

～偽造・盗難カード被害にあわれた場合は、すみやかにお取引店にご連絡ください。～

以上

【キャッシュカードや暗証番号のお取扱いにご注意ください】

キャッシュカードは通帳や印鑑と同様大切なものですので、厳重な管理をお願い申し上げます。

また、暗証番号を他人に知られないようにご注意ください。生年月日・電話番号・車のナンバーなど推測されやすい暗証番号のご利用は避けてください。生年月日等の類推されやすい暗証番号は別の番号に変更してください。

～本状が行き違いによりカード利用取り止めまたは口座解約をされたお客様に届きました場合にはご容赦願います。～

【本人の重大な過失または過失となりうる場合】

1. (本人の重大な過失となりうる場合)

本人の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
 - (2) 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
 - (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
 - (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- (注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. (本人の過失となりうる場合)

本人の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

(1) 次の①または②に該当する場合

- ①当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
- ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

①暗証番号の管理

- ア 当金庫から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
- イ 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

②キャッシュカードの管理

- ア キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- イ 酔っ払い等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他、(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

農林中金カード規定（改定後）一部抜粋（第 10 条，第 11 条，第 16 条第 3 項）

10.（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては，本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き，その効力を生じないものとします。

この場合，本人は，当金庫所定の書類を提出し，カードおよび暗証番号の管理状況，被害状況，警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

11.（盗難カードによる払戻し等）

- (1) カードの盗難により，他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては，次の各号のすべてに該当する場合，本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに，当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し，本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し，警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合，当該払戻しが本人の故意による場合を除き，当金庫は，当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし，当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は，30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし，当該払戻しが行われたことについて，当金庫が善意かつ無過失であり，かつ，本人に過失があることを当金庫が証明した場合には，当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前 2 項の規定は，第 1 項にかかる当金庫への通知が，盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは，当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から，2 年を経過する日後に行われた場合には，適用されないものとします。

- (4) 第 2 項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には，当金庫は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり，かつ，次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B 本人の配偶者，二親等内の親族，同居の親族，その他の同居人，または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が，被害状況についての当金庫に対する説明において，重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争，暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

16.（カードの利用取りやめ等）

- (3) 次の場合には，カードの利用を停止することがあります。この場合，当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。ただし，第 3 号の場合は，当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認資料等の提示を受け，当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第 17 条第 2 項に違反したとき

- ② 別段預金（自動積立口）約定，債券総合口座取引規定または別段預金（債券口）約定により，預金口座等の取引が停止された場合

- ③ 保護預り中の農林債券の残高が零となった場合に，債券総合口座預金取引に関し，最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過し，かつ残高が一定の金額を超えることがない場合

- ④ カードが偽造，盗難，紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合